

確認・検査の対象外から新 2 号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域外>

	法施行日（令和7年4月 1 日）	確認申請 （附則第 3 条）	構造関係規定等への 適合確認
①	設計 着工 完了  →  → 	不要	
②	 →  → 	不要	
③	 →  →  → 	不要	
④	 →  →  →  →  →  確認申請 確認済証 着工 完了検査申請 検査済証	着工前に必要	確認：審査する 検査：検査する